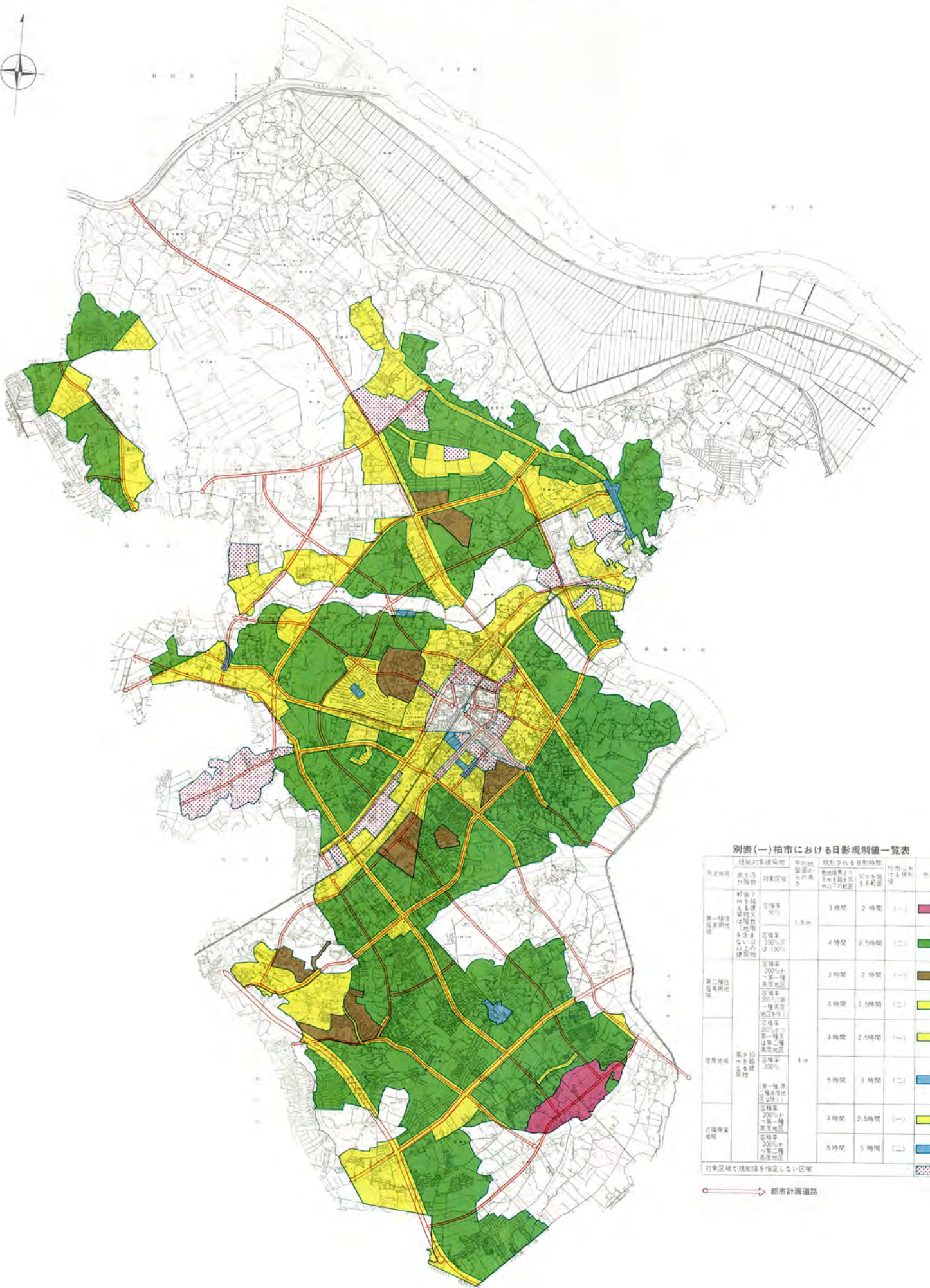


柏市日影規制区域図



別表(一)柏市における日影規制値一覧表

用途地域	規制対象建築物 高さ及び 対象区域	空地率 敷地面積 の割合	規制される日影時間		10mにお ける規制 値	色別
第一種住居専用地域	軒高7 mを超える建築物 第一種文 化施設 は除く(地階 を含まない) 以上の建築物	空積率 50%	3時間	2時間	(一)	ピンク
		空積率 30%又は 150%	4時間	2.5時間	(二)	緑
第二種住居専用地域	空積率 200%か 第一種 高度地区		3時間	2時間	(一)	茶色
	空積率 200%又は 第一種高 度地区又は 第二種 高度地区		4時間	2.5時間	(二)	黄
住居地域	高さ10 mを超える 建築物	空積率 200%	3時間	2.5時間	(一)	黄
	第一種、第 二種高度 地区(1) 又は 第一種高 度地区		5時間	3時間	(二)	青
公園緑地 地域	空積率 200%か 第一種 高度地区		4時間	2.5時間	(一)	黄
	空積率 200%か 第一種 高度地区		5時間	3時間	(二)	青

対象区域で規制値を指定しない区域

都市計画道路

一定範囲の日影時間を規制

＝規制の方法＝

規制の方法は、建築物の敷地境界線から外側に、水平距離で五層を超え十層以内の範囲と、十層を超える範囲の日影時間を規制するものです。

そして、日影が規制される時間帯は、一年を通して最も条件が悪い「冬至日」の真太陽時における午前八時から午後四時までの八時間となっています。

また、これは建築物への影響を規制するのが目的のため、日影の測定面は、第一種住居専用地域で地上・五層（二階の窓の中程）その他の地域については、地上四層（二階の窓の中程）となっています。

以上の規制方法によって、別表（一）に定める日影時間以上とならないように建築物の形態が制限されます。

たとえば、第一種住居専用地域では、軒の高さが七層を超えるもの、または地上三階建のものが対象建築物となりますが、この中高層建築物を表の規制値（一）の地域

問い合わせは 建築課へ

現行の千葉県条例の一部改正され、新たに「日影規制」がおりられましたので、今回、特集号を組みました。

この広報の他に、市役所建設部建築課建築指導係 電話（内線二六〇・二六六）

お問い合わせ先 市役所建設部建築課建築指導係 電話（内線二六〇・二六六）

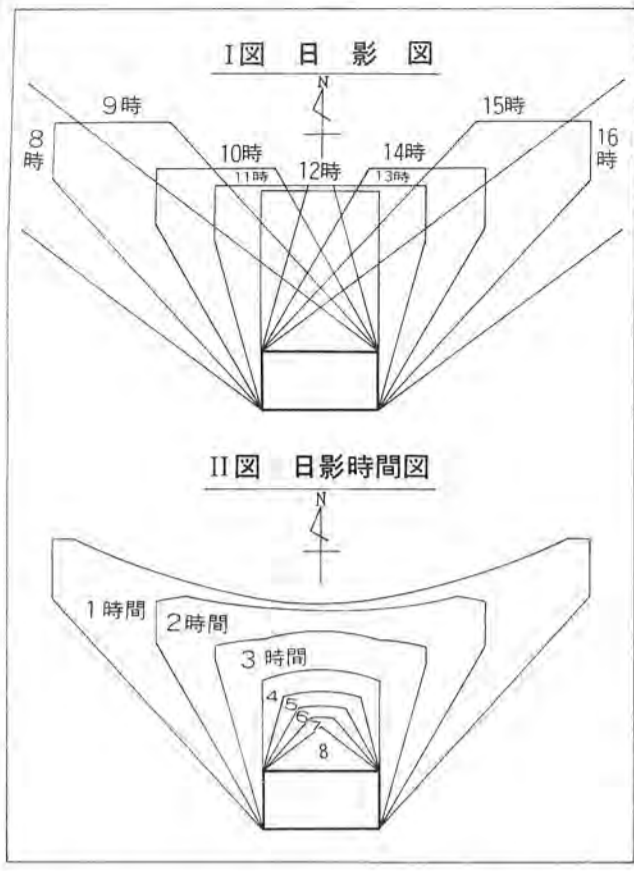
新規改築するとき 隣り近所と十分な話し合いを

これから新、増、改築するとき、法の定めがあるなしにかかわらず、前もって隣り近所と十分に話し合い、そして明るい住まいづくりの努力に努めたいものです。

日影規制の対象とはならない建築物であっても、その落下する影が隣接住宅の居住環境を著しく低下させるような場合には、トランプルの要因にもなりかねません。

これら新、増、改築するとき、法の定めがあるなしにかかわらず、前もって隣り近所と十分に話し合い、そして明るい住まいづくりの努力に努めたいものです。

日影図と日影時間図

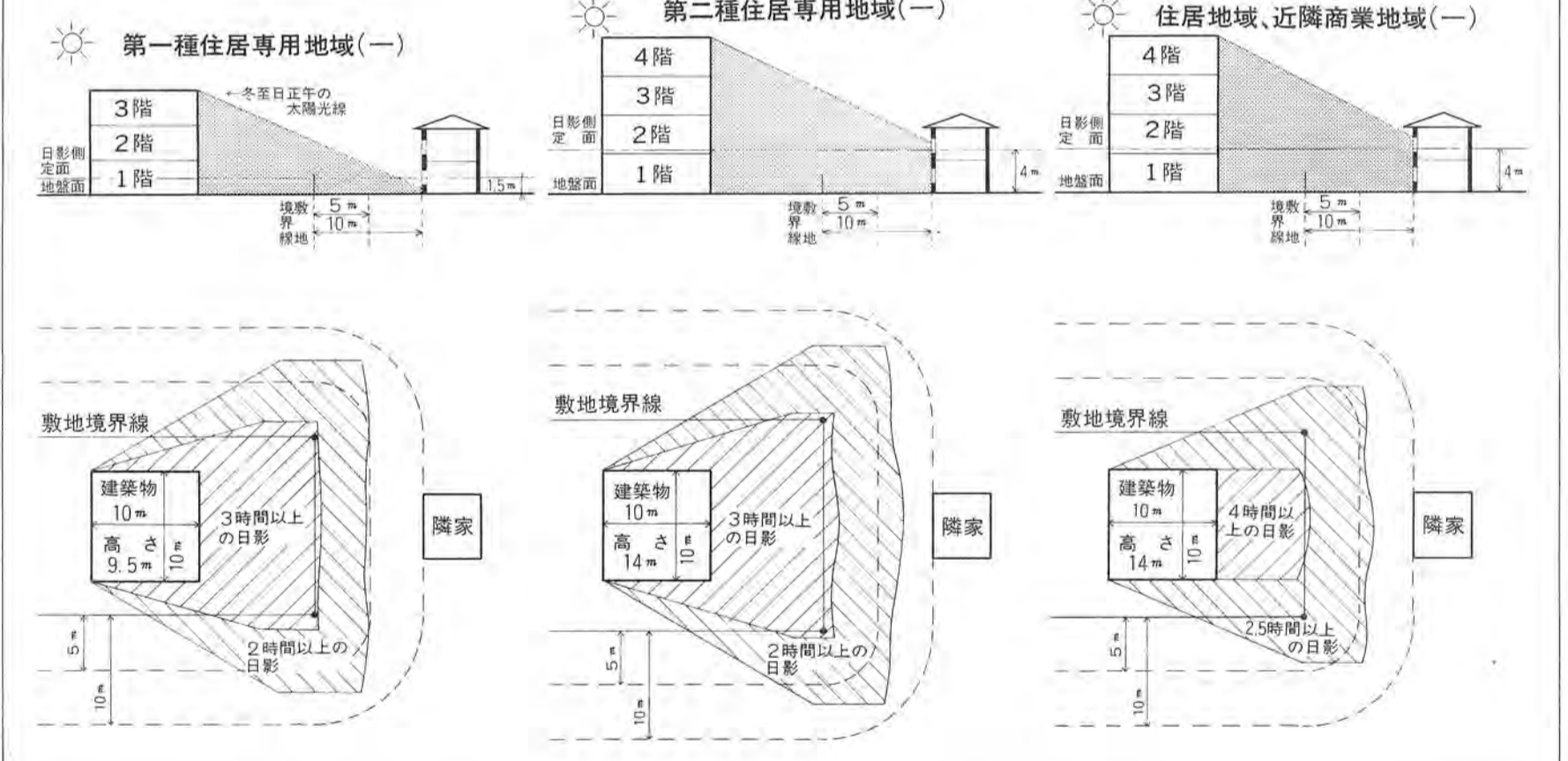


日影の動きは(1)図のようになります。この図は、一年で一番影が長いといわれる冬至日の「真太陽時」で、朝八時から夕方四時までの一時間ごとの日影図と呼んでいます。

この日影図の同じ時間だけ日影となる点を結ぶと、建築物の日影となる時間の様子が(2)図のようになります。これを日影時間図と呼んでいます。

ご覧のように日影時間が長い部分は範囲が狭く、逆に日影時間が短い部分はその範囲が広くなっています。

さて、先に真太陽時という言葉がでてきたが、これは、その地域において太陽が真南にくる時点を正午としてそれぞれ時間を決めていくものです。通常、私たちが使っている時刻は中央標準時といい、これは兵庫県明石市で太陽が真南にくる時点を正午とよんでいます。柏市は明石市より東にあります。したがって、冬至日の真太陽時という正午は、実際には中央標準時よりおよそ二十二分早く午前十一時三十八分ごろとなります。



用途地域および規制値	第一種住居専用地域(一)	第二種住居専用地域(一)	住居地域、近隣商業地域(一)
制限を受ける建築物	軒の高さが7mを超える建築物または地上3階建以上の建築物	高さが10mを超える建築物	高さが10mを超える建築物
日影測定面の地盤面からの高さ	1.5m	4m	4m
日影を生じさせない時間帯	敷地境界線より5mを超え10m以下の範囲	3時間	4時間
	敷地境界線より10mを超える範囲	2時間	2.5時間